

日高町農業委員会委員一般選挙

◆問い合わせ先
選挙管理委員会（役場総務課内）
電話 014561215131（内線122）

委員の任期満了に伴う一般選挙が次のとおり行われます。
農業委員会は、選挙による委員と選任による委員とで組織されており、選挙による委員は本年3月18日に任期（三年）が満了となります。

◇選挙区及び選挙すべき委員の数

第1選挙区（日高地区） 1人
第2選挙区（門別地区） 8人

◇立候補できる方

農業委員会委員選挙に立候補できる方は、次の全てに該当している方です（ただし、公職選挙法に定める立候補の禁止又は制限のある方を除きます）。

- ① 町内に住所を有する方
- ② 20歳以上の方（平成24年3月11日現在）
- ③ 30アール以上の農地について耕作の業務を営む方、又はその同居の親族など（耕作従事日数60日以上と農業委員会が認めた方）、若しくは30アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社

員又は株主（耕作従事日数60日以上と農業委員会が認めた方）

■立候補予定者説明会

2月28日（火）

午前10時30分～正午
門別公民館講堂
午後2時30分～午後4時
日高総合支所小会議室

■立候補届出書類事前審査

3月2日（金）

午後1時～午後4時
門別公民館講堂
日高総合支所小会議室

■立候補届出受付

3月6日（火）

午前8時30分～午後5時
門別公民館講堂
日高総合支所小会議室

◇投票できる方

今回の農業委員会委員一般選挙で投票できる方は、次の全てに該当し、平成23年3月31日確定の日高町農業委員会選挙人名簿に登録されている方です。

- ① 町内に住所を有する方
- ② 20歳以上の方（平成23年3月31日現在）
- ③ 30アール以上の農地について耕作の業務を営む方、又はその同居の親族など（耕作従事日数60日以上と農業委員会が認めた方）、若しくは30

投票日：3月11日（日）【告示日：3月6日（火）】
投票時間：午前7時～午後6時
（一部の投票所は午後4時）

アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主（耕作従事日数60日以上と農業委員会が認めた方）

◇投票するには

投票所の入場券は、投票できる方のお宅へ郵送します（各選挙区において立候補者の数が定数を超えないときは、投票を行わないため、入場券は郵送しません）。

投票日当日は、入場券を持参し、入場券に記載されている投票所で投票してください。

また、投票日に投票所に行つて投票できない方のために、期日前投票と不在者投票の制度があります。

※詳しくは選挙管理委員会に
お問い合わせください。

「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか？

すでに、新聞・テレビなどでお知らせされていますが、
消防法が改正され、各市町村の火災予防条例によって、
平成23年6月1日から、**すべての住宅**に
設置が義務付けられました。

煙式



熱式



～なぜ義務化になったの？～

住宅火災で亡くなった人のうち、7割の人が「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。また、「逃げ遅れ」が多い理由として、火災が夜間就寝中に発生している例が多いことも原因となっています。

こういった犠牲者の何割かは、火災警報器によって、早めに火災の発生を知り助かった可能性があったのです。なかでも高齢者は、火災で亡くなった方のおよそ6割を占めているのが現状です。

～どこに設置するの？～

取り付ける場所は、「寝室」と寝室が2階などの場合は「階段」にも設置が必要です。(煙感知器)

取り付ける数は、家の階数、部屋数で異なります。

また、義務ではありませんが、安心のために「台所」への設置もおすすめします。(熱感知器)

※感知器は日本消防検定協会マーク付きのものをお選び下さい。



NSマーク



悪質な訪問販売や点検にご注意下さい！

住宅用火災警報器や消火器を対象とした、悪質な訪問販売や点検が急増しています。被害に遭わないよう次の点にご注意願います。

- ① 既存住宅の住宅用火災警報器の設置義務化は、条例で定める日から適用となります。(罰則はありません。)
- ② 住宅用火災警報器は、町内の取扱い販売店もしくはホームセンター等で容易に購入できます。なお、消防署や日高町役場では販売していません。
- ③ 住宅用火災警報器は、個人でも容易に取り付けが可能であるが、設置を業者に依頼する場合は、事前に見積を取るなど納得の上で設置を依頼して下さい。
- ④ 火災警報器の訪問販売は、「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、一定期間は契約の解除が認められています。

☆☆☆「怪しい」と感じたら、その場で断ること！絶対に即決・契約をしないこと！☆☆☆



設置に関するご相談は・・・

消防署予防課予防係 (電話 01456-2-1521)

日高支署予防係 (電話 01457-6-2244)

※日高町ホームページにも掲載しています。